

# 外国人労働者支援調査特別委員会 提 言 書

## 目 次

I	はじめに .....	1
II	提 言 .....	2
1	日本語教育の支援 .....	2
2	企業との関わり .....	3
3	県の支援体制の強化・拡充 .....	5

令和2年3月19日

## I はじめに

昨年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことなどに伴い、外国人労働者のさらなる増加が予想される中、県内で暮らす外国人労働者が安心して働き、生活するために、どのような支援が必要か調査することを目的に本委員会が設置された。

今、三重県は少子化、高齢化等により県内の生産年齢人口が減少している。そうした中で、外国人労働者数は令和元年10月末現在で30,316人と、4年連続で過去最高人数を更新しており、地域の産業やコミュニティの重要な担い手として必要不可欠な存在となりつつある。

特に、本県は、県内総人口に占める外国人住民の割合が2.78パーセント（平成31年1月1日現在 総務省調）で全国第4位と高く、また、在留活動・期間に制限のない「永住者」が多いなどの特性があることから、行政として外国人労働者の就労環境や生活環境の改善を支援していくことは、暮らしの保障だけでなく、地域の産業やコミュニティを守ることにもつながる。

本委員会では、令和元年5月の設置以降、「日本語教育の支援」「企業等の関わり」「三重県多文化共生総合相談ワンストップセンターの在り方」の3つを重点調査項目に位置付け、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間討議といった方法により、調査を重ねてきた。

このたび、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提言としてまとめるものである。

## Ⅱ 提言

### 1 日本語教育の支援

外国人労働者にとって、最も大きな課題となるのが日本語の習得である。

外国人等への日本語教育については、「日本語教育の推進に関する法律」において、国、地方公共団体、事業主の責務が定められている。事業主として外国人労働者を受け入れる企業等において、日本語の学習機会の確保や支援が行われるのはもちろんのことであるが、市町は基礎自治体として、県は広域の自治体として、役割を分担し、日本語教育の支援を行っていく必要がある。

県内の現状をみると、生活者としての日本語習得を目的とした地域の日本語教室は、その多くをボランティア等が担っている。一方で、日本語能力試験等の勉強を希望する意欲的な技能実習生も増加しており、地域の日本語教室では対応しきれないという声も聞こえてくる。

また、次に働く世代となる永住者・定住者の子ども等に対しては、将来、希望する職に就き、地域で活躍する人材となることができるよう、生活者としての日本語習得に留まらず、学校における日本語教育を充実し、学習言語の習得につなげることが必要である。

○質の高い日本語教育を行うために、計画的に指導者を確保・育成すること

○日本語指導者の待遇の改善に取り組むよう、国に求めること

日本語の確実な習得につながるよう、日本語教育の質を担保することが重要であることから、有資格者等、指導者の確保・育成を計画的に行うこと

また、継続して日本語教育の水準を確保していくためにも、指導に適した人数や環境で教室を開催し、指導者に対して相応の対価が支払われるような仕組みを構築していかなければならないこと

から、指導者の待遇改善への取組について国に求めていくこと

- 県内全域での日本語教育の水準、機会の確保を行うこと
- 受講希望者のニーズに応じたレベル展開を行うこと
- 日本語教室の指導内容に関するガイドラインを作成すること

現在は外国人住民集住市を中心に日本語教室が開催されているが、今後、その他の地域においても外国人労働者の増加に伴い、日本語教室の必要性が高まることが予想されることから、県内のどの地域でも同様の支援、学習機会を得られるよう、市町、関係団体やボランティアの方等と連携し、日本語教室の拡充などの環境整備を支援すること

- 学校における日本語教育の充実を図ること

次に働く世代となる永住者・定住者の子ども等に対しては、将来、希望する職に就き、地域で活躍する人材となることができるよう、生活者としての日本語習得に留まらず、教育政策として学校における日本語教育を充実し、学習言語の習得につなげること

また、子どもの成長段階に応じた適切なカリキュラムや教材の作成・活用等についても検討すること

あわせて、日本の学校教育、雇用、社会保障制度等についても情報提供を行い、自らの進学・就職について考える機会を提供するとともに、保護者に対しても同様に、子どもの進学・就職に対する理解を深めていく機会を提供すること

## 2 企業との関わり

外国人技能実習制度や新たな在留資格である特定技能制度により

外国人労働者を受け入れる企業については、これまで時間と費用をかけて実習生等を適切に受け入れている企業がある一方で、その義務を果たしていない企業もあると聞く。

新たな在留資格制度は未だ過渡期にあるうえ、指導・監督権限等は所掌する大臣や国に属するものが多く、企業等に対し、県の責任のみにおいてできることは多くない。そうであっても、企業が所在し、外国人労働者が暮らす地域の自治体として、国、企業、関係機関等と連携を密にし、少なくとも、県内で働く外国人労働者が適切に受け入れられるよう、動向を注視し、県も積極的に支援する姿勢を示していく必要がある。

○企業等に対し、労働環境の整備や法令の遵守に関する周知・啓発や「働くための日本語教育」導入の働きかけを行うこと

外国人労働者が安心して働くことができるよう、企業や経済団体等に対し、労働環境の整備や労働関係法令の遵守に加えて、企業等における日本語教育の必要性についても周知・啓発を行うこと

特に、企業における日本語教育においては、日本独特の企業文化や職場マナーなどの社会人としてのスキルと、仕事に最低限必要な日本語の両方を短期間で習得できるよう組み合わせた「働くための日本語教育」を、時機を逸することなく行う必要があることから、企業や経済団体等に導入の働きかけを行うこと

○監理団体、登録支援機関等がそれぞれの機能向上を図り、法律や制度で求められる役割を果たすよう、団体等に対する周知・啓発を国に求めること

技能実習制度や特定技能制度においては、外国人労働者の受け入れに際し、日本語教育や各種研修、外国人労働者からの相談対応

等、監理団体や登録支援機関等が果たすべき役割も大きいことから、法律や制度で求められる役割について改めて周知・啓発を行い、団体等の機能向上を図るよう、国に求めること

○技能実習制度や特定技能制度等の新制度が、制度設計どおりに運用されているか実態把握を行うよう、国に求めること

技能実習制度や特定技能制度等の新制度は未だ過渡期にあることから、監理団体、登録支援機関、受け入れ企業や外国人労働者等の現状が、法制度に沿ったものとなっているか、本県をはじめ外国人労働者が集住する地域等の実態把握を行うよう、国に求めること

### 3 県の支援体制の強化・拡充

#### (外国人相談サポートセンター「M i e C o (みえこ)」)

外国人住民等の直接の相談窓口として、令和元年8月、みえ外国人相談サポートセンター「M i e C o (みえこ)」が設置され、多言語での相談対応が行われている。

本年1月末の時点で、前年同期間(8月～1月の6カ月間)の3倍を超える332件の相談が寄せられていることからもおおり、そのニーズは高く、今後、外国人労働者の増加に伴い、機能を充実させていく必要がある。

○相談者のニーズに応じた段階的な機能拡充を行うとともに、適時適切な人員配置と予算措置を行うこと

M i e C oに寄せられる相談件数の増加等も勘案しながら、随時適切な数の相談員を配置するとともに予算措置を行うこと

また、今後は、例えば相談者が来訪しやすい休日や夜間の相談対

応や、各種機関と連携した専門相談窓口の拡充等、M i e C o利用者のニーズに応じた機能拡充についても検討すること

### ○M i e C oを中心としたネットワークの構築を行うこと

国、県、市町、外国人労働者の支援に携わる団体、企業等と共に、M i e C o（みえこ）を中心としたネットワークを構築し、互いに情報を共有し、支援の輪を県内全域に広げていくこと

また、支援の中心となる日本語教育については、構築したネットワークを活用したノウハウの共有、助け合い、課題解決が必要となることから、M i e C oに日本語教育の情報と支援機能を集約し、中心的役割を担う機関とすること

### （県庁内の体制構築）

庁内においては、外国人労働者について、多文化共生、教育、福祉などのいわゆる生活者支援の視点をもつ部局と、各種産業、雇用などの産業人材としての活用の視点をもつ部局が連携し、組織横断的に施策を進めていく必要がある。

### ○実行力のある庁内連携体制を構築すること

県では既に、「外国人材の受入れ・共生に関する三重県庁内調整会議」等も設けられているが、今後はこれら会議等における情報共有に留まらず、各分野で抱える課題について、さまざまな視点から議論し、解決に向けた県としての取組方針を決定し、実行に移すことができる組織体制の構築を行うこと

また、適切な支援（機関）につなげるためのマニュアルを作成し、関係機関等と共有するなど、有効に活用すること

加えて、例えば人手不足が懸念されている介護人材等について、就労を希望する外国人労働者とのマッチング、日本語教育も含めた研修の充実を行うとともに、他の職でも同様の検討を行うこと

○多文化共生の意識を醸成するための啓発及び交流事業の促進を行うこと

外国人労働者を受け入れる側である県民や企業等に向けて、外国人労働者が地域の担い手として欠かせない存在になりつつあるという県内の現状についての正しい知識と理解を深めるために、周知・啓発を行うとともに、互いの文化や風習等への理解を深めるための交流促進事業を充実し、多文化共生の意識を醸成していくこと

○外国人労働者の支援にかかる予算の確保を行うこと

外国人労働者支援にかかる取組は人材の育成や体制づくり等、その多くは「人」の力を必要とするものであるが、継続して支援を行っていくために必要となる予算についても、引き続き国事業や各種助成制度等を活用し、確保すること

○県のグランドデザインを描くこと

三重で暮らす外国人労働者が地域社会に欠かせない存在となり、地域の担い手として活躍できるよう、他県に先んじて近い将来のグランドデザインを描き、実現に向けて施策を進めること

以上

## 外国人労働者支援調査特別委員会

### 委員名簿

委員長	小島 智子
副委員長	石田 成生
委員	小林 貴虎
委員	廣 耕太郎
委員	山本 里香
委員	藤田 宜三
委員	東 豊
委員	舟橋 裕幸
委員	西場 信行